

④ 原則課税と簡易課税

Q : 当社は製造業で、課税売上高は2,000万円程ですが、消費税の免税点が引き下げられたことにより、課税事業者になる見込みです。課税方法には、原則課税と簡易課税があるようですが、どちらが有利ですか？なお、当社の対売上人件費率は40%です。

A : 簡易課税の方が有利かと思われます。

【解説】

簡易課税制度とは、課税売上高が5,000万円（平成16年3月31日までに開始する事業年度については、2億円）以下の事業者（免税事業者を除きます。）について、納付すべき消費税の計算上、控除する課税仕入れを課税売上の一定率（卸売業90%、小売業80%、製造業等70%、その他60%、サービス業等50%）とみなして計算する制度で、原則課税と選択適用することが認められます。どちらが有利かは、会社ごとに比較検討する必要がありますが、貴社の場合は次のように考えられます。

①簡易課税を採用した場合

貴社の場合は製造業ですのでみなし仕入率は70%になります。

②原則課税を採用した場合

売上対人件費率が40%ですので、それ以外の経費がすべて課税仕入れに該当するものであったとしても、仕入率は最大60%にしかなりません。

③したがって、①の方が②より仕入税額控除が多くなりますので、納付税額が少なくなり、簡易課税制度を選択した方が有利になると思われます。

